

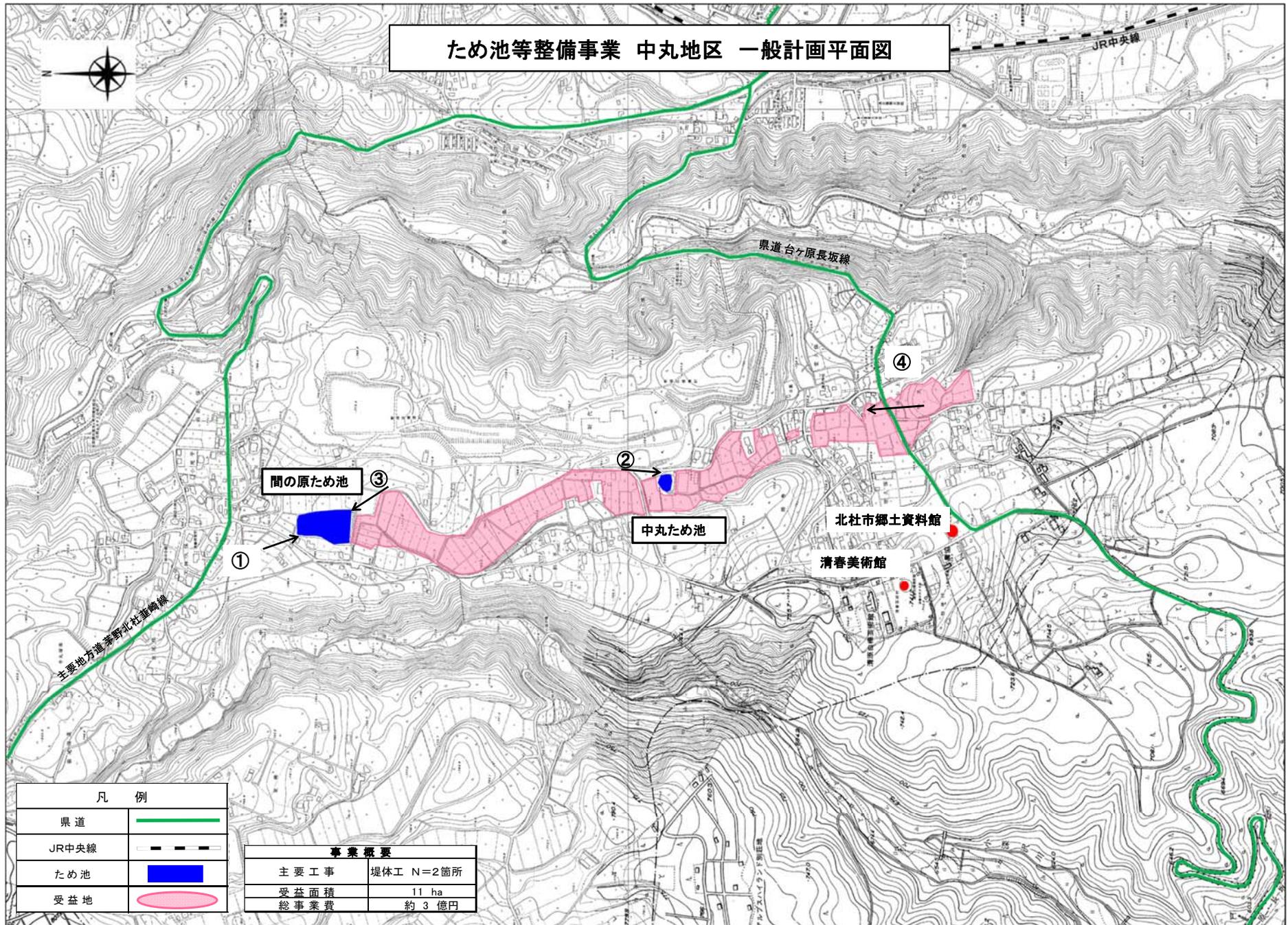
NO. 9 事業名 ため池等整備事業（国補）

箇所・地区名 なか 中 まる 丸

1. 事業評価説明シート

事業名 ため池等整備事業(国補)	事業箇所 北杜市長坂町中丸	地区名	なかまる中丸	事業主体 山梨県
(1) 事業概要 ①課題・背景 本ため池は、北杜市長坂町に位置し、水田用水確保のための重要な農業施設として位置づけられている。 一方で、ため池の堤体は90年以上が経過している。 ため池堤体の機能診断の結果、堤体が地震時に所定の安全率を満足しておらず、また余裕高不足となっていることが判明した。 堤体下流域には人家、県道等があり、大型地震の際には甚大な被害のおそれがあることから、早期に耐震化対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び住環境の安全を図るものである。 ②整備目標・効果 □主要目標 ○洪水被害危険度の軽減 ・ため池決壊の構造的危険度 97点 \geq 67点 ※ ・ため池決壊に伴う下流域への影響度 29点 \geq 9点 ※ □副次目標 ○農業用排水能力の向上 ・施設老朽度 40年-92年--52年 \leq 0年 ※ ・(計画排水能力2.25m ³ /s) \div (現況排水能力2.25m ³ /s) =1.0 \geq 1.0 ※ (※評価基準値) □副次効果 ○農地の保全 ○既存施設の崩壊危険性の排除 ○重要プロジェクトとしての位置づけ (新・やまなし農業大綱)		(3) 事業の妥当性評価 妥当・妥当でない ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・本地区は食料・農業・農村基本法に位置づけられている農業の持続的発展、食料の安定供給、多面的機能の発揮に資することから行政が行うべきである。 ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・土地改良法施行令第50条第1項1の3により県が事業主体となって行うべきものである。 ③経済妥当性 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> $\text{費用便益費 便益(B) / 費用(C)} = 1.13 > 1.0$ ・便益(B) = 336百万円、・費用(C) = 297百万円 ④事業実施・規模の妥当性 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・災害に強い施設に改善する上で必要な整備量としている。 ⑤整備手法の有効性 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・受益面積規模、事業対象工種から、ため池等整備事業で対応することが妥当である。 ⑥環境負荷への配慮 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・工事の際は、環境等への影響を最小限にするよう措置を講じる。 ⑦事業計画の熟度 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・早期着工の要望有り 総合評価 [貢献度ランク：a] <input type="radio"/> <input type="checkbox"/>		
(2) 整備内容と整備量 ①整備内容 堤体工 N=2箇所 ②整備期間 平成29年度～平成33年度 ③総事業費 約3億円 (国費1.65億円(5.5/10) 県費1.02億円(3.4/10) 市費0.33億円(1.1/10)) ④全体計画 (年度別整備内容) (事業費) 平成29年度 測量・設計 20百万円 平成30年度 堤体工 70百万円 平成31年度 堤体工 100百万円 平成32年度 堤体工 90百万円 平成33年度 付帯工 20百万円 ⑤既整備内容・期間・事業費 ・該当なし		【事業位置図等】		

2. 添付資料シート(1)



2. 添付資料シート（2）



① ため池の全景(間の原ため池)



② ため池の全景(中丸ため池)



③ 堤体下流部からの漏水状況。



④ ため池下流の状況。
堤体下流には人家があり、大規模地震の際には甚大な